

広報

あかいけ

5



「飼い主の思いやり」
ワンコと暮らそう



フン害に困っていた
船津トキ子さん



フン害に憤慨

塀に書かれた メッセージ



前からずっと気になっていました。家の塀にペンキで大きく書かれた「犬に糞させるな」の文字。よほどのことがあったのだらうと思い、お話を伺いました。

伏原にお住まいの船津トキ子さん。自宅の塀にこの文字を書いたのは、10年ほど前のことだと言います。

「まだ家の前の道端が舗装されてないときでした。私はよく塀の前の草取りをしたのですが、何回も犬のフンを握ったものです。草を取る時は

必ずフンがありました。それも一つ二つやない、そこら辺にゴロゴロしていました。私の見ている前でも平気で犬にフンさせるし、どうにもならんと思ひまして、人目につくよう塀に書くことにしたんです。

過去のこととはいえ、笑顔で話す船津さん。6年前に道が舗装されて、雑草が生えることもなくなり、今ではフン害もなくなったそうです。

「せっかくキレイな場所なのに飼い主が犬のフンを放つたらかきにしていくのをよく見ます。自分の家の側でなければ、平気なんですかね…」。

船津さんの言うとおり、町内の公園や花壇には、犬のフンがあららこちらに見られます。フン害に困っている住民もたくさんいます。役場には毎月のように苦情の電話がかかっているのです。

不衛生な フン尿



当然のことですが、犬は自分のフ

ンをきちんと片づけることができません。フン尿による公害は、すべて飼い主の責任。「うちの犬だけならいいだろう」とか「めんどくさい」とか「いづれ土に戻るだろう」など、勝手な理由で放置されています。

しかし、フンにはサルモネラ菌や大腸菌などの細菌が付着している場合があり、特に子どもたちが遊ぶ公園などの砂場では寄生虫や細菌の感染経路になる危険性があるので。また、スコップでフンを隠すだけの人を見かけますが、これもフンの放置と変わりません。そして、散歩でビニール袋とスコップを手にしてはいるものの、犬がフンをしても全く使わない人。このような「見かけだけ」の散歩は、きちんとフンを処理している人も同じようにみられ、たいへん迷惑です。

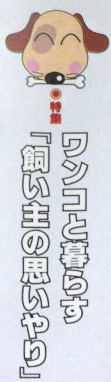
放置しておくとか公衆衛生上いろいろな問題があるフン尿。その処理は持ち帰り土に還元するなどの方法が良いようです。飼い主が責任をもつて処理してください。



「犬は家族の一員、大切なパートナーです」

→船津トキ子さん宅の塀には、2か所に「犬に糞させるな」と書かれている。フン害に耐えかね10年ほど前に書いたもの。近年では犬のフン害はないという。

※ 説明書きのない写真は、今年度の狂犬病予防接種に会場したワンコと飼い主のみなさんです。本文内容とは関係ありません。



家族の一員として飼われている犬。
その家庭と同じように町や地域の中で犬が愛されながら生活するためには
飼い主一人ひとりの自覚と責任が欠かせません。
ペットのトラスルは飼い主の気配りによって解決できる問題がほとんど。
今回は人と犬とが共生するために守らなければならない
マナーとルールを考えます。



犬に糞させるな

「ワンコと暮らす」
「飼い主の思いやり」



捨てられて

最後まで愛情をもって



犬を飼う以上、飼い主には責任が伴います。
 最初のうちだけ可愛がったり
 社会を無視し、他人に迷惑をかけるようでは
 あまりにも無責任。
 命の大切さを感じ、生涯愛情をそそいでください。
 動物も幸せに生きる権利があるのですから…

動物を飼うということは、家族の一員として、生活の中で喜びや哀しみと一緒に分かち合う良きパートナーを迎え入れること。飼うからは、家族全員の理解と協力が必要です。言うまでもなく、動物を飼い始めたら最後まで面倒をみなければなりません。一時的な感情や気まぐれから飼い始めるようなことはやめましょう。

しかし、捨てられて役場や保健所に持ち込まれる犬が後を絶ちません。動物は責任を持って最後まで飼うべきものですが、何らかの都合で飼

「犬は、飼い主の深い愛情とシツケによって成長します」



続けることができなくなった場合は、まず新しい飼い主を探してみてください。どうしても新しい飼い主が見つからないときは、役場に相談を。保健福祉環境事務所などでは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬や猫を引き取ってくれます。ただし、行政にゆだねられた場合、新しい飼い主に引き取られる例はごくわずか。ほとんどが県動物管理センター（古賀市）で安楽死処分されることとなります。新しい飼い主に引き取ってもらうのが最善の方法です。

また、犬や猫が老衰や病気で、苦痛に耐えながらでしか生きることができない場合などは、獣医師に依頼し、飼い主が安楽死させてやることも深い愛情だといえます。飼い主の腕の中で安らかにねむらせてあげるのが、本当の姿ではないでしょうか。その方が犬や猫にとっても幸せだと思います。死体は狂犬病などの疑いがない限り、お宅の庭などに埋葬してもさしつかえありません。ゴミと一緒に捨てたり、川に流したりはしないでください。



飼い主が見つからない子犬たち。役場に引き取り依頼があり、田川保健福祉環境事務所に運んだ。この場合、ほとんどが安楽死処分を受けることになる。

無責任に見捨てないで



「自分で処分するのが嫌」などという理由で、遠方に行き、放すようなことは絶対にやめてください。

捨てられた犬の多くは、生きる術を知らないうえに、暑さや寒さにさらされ、哀れにも「のたれ死に」するか「病死」してしまいます。

また、人から危害を与えられたり、咬傷事故や環境汚染などの原因として社会問題に発展することもあります。現に福智山や工業団地付近には、捨てられた犬が後を絶たず、苦情が寄せられています。「捨てる」ことは無責任な飼い主の身勝手、とても残酷な行為なのです。飼育動物を遺棄することは、法律や条令で禁止されています。

「犬が人に飼われるようになったのは新石器時代からだと言われています」



ワンコと暮らす「飼い主の思いやり」

放し飼いは危険がいっぱい

平成14年度に田川保健福祉環境事務所が赤池町で捕獲した犬は40頭。未だ捨てられる犬が後を絶ちません。また、放し飼いで排泄と運動を犬任せにする飼い主も少なくないようです。放し飼いで、犬を怖がった人が転んでケガをしたり、犬が人を咬んでしまうといった事故が発生します。しかも、その被害にあうほとんどが高齢者や子どもなどの弱者です。犬自身も農薬などの薬物中毒、交通事故、動物同士のケンカなど命に関わる危険にさらされます。発情期後に不必要な妊娠に悩まされたり、病気をうつされる場合もあります。福岡県では、条例で犬を放すことを禁じています。犬と人間が快適な生活を送るために、たくさんの危険を伴う放し飼いは絶対にやめてください。



田川保健福祉環境事務所衛生課 堤 裕嗣さん

※ 田川保健所と田川福祉事務所が昨年9月に統合され、「田川保健福祉環境事務所」に名称が変わりました。

※ 説明書きのない写真は、今年度の狂犬病予防接種に会場したワンコと飼い主のみなさんです。本文内容とは関係ありません。